

## 平塚市バリアフリー基本構想及び事業計画の変更について

## 1 背景・目的

本市は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」）及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」）に基づき、平成26年3月に「平塚市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」）を策定し、道路管理者等の関係行政機関、公安委員会、公共交通事業者、及び障がい者の方々が活動する市民関係団体等から構成される「平塚市バリアフリー推進協議会」を通じて、市内のバリアフリー化の取組を推進しております。この基本構想では、市内唯一の鉄道駅である平塚駅を中心とした範囲において、高齢者や障がい者等を含む全ての方々が通常利用する生活関連施設（官公庁や福祉施設等）と、これらの施設を結ぶ生活関連経路を含めた地区を「重点整備地区」として設定し、令和2年度（平成32年度）を目標年次とする道路管理者、公園管理者、公共交通事業者等の各事業者が取り組むバリアフリー化の事業を位置づけております。

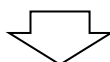
一方、国においては、平成30年12月のユニバーサル社会推進法の施行やオリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした共生社会の実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する改正バリアフリー法が令和2年5月13日に成立する等、様々な動きがありました。

このような中、本市においては、今年度が基本構想の最終年次であることから、国のバリアフリーの動向（バリアフリー法及び国の基本方針の改正）を注視しながら、基本構想及び事業計画を変更するものです。

## 2 変更の概要

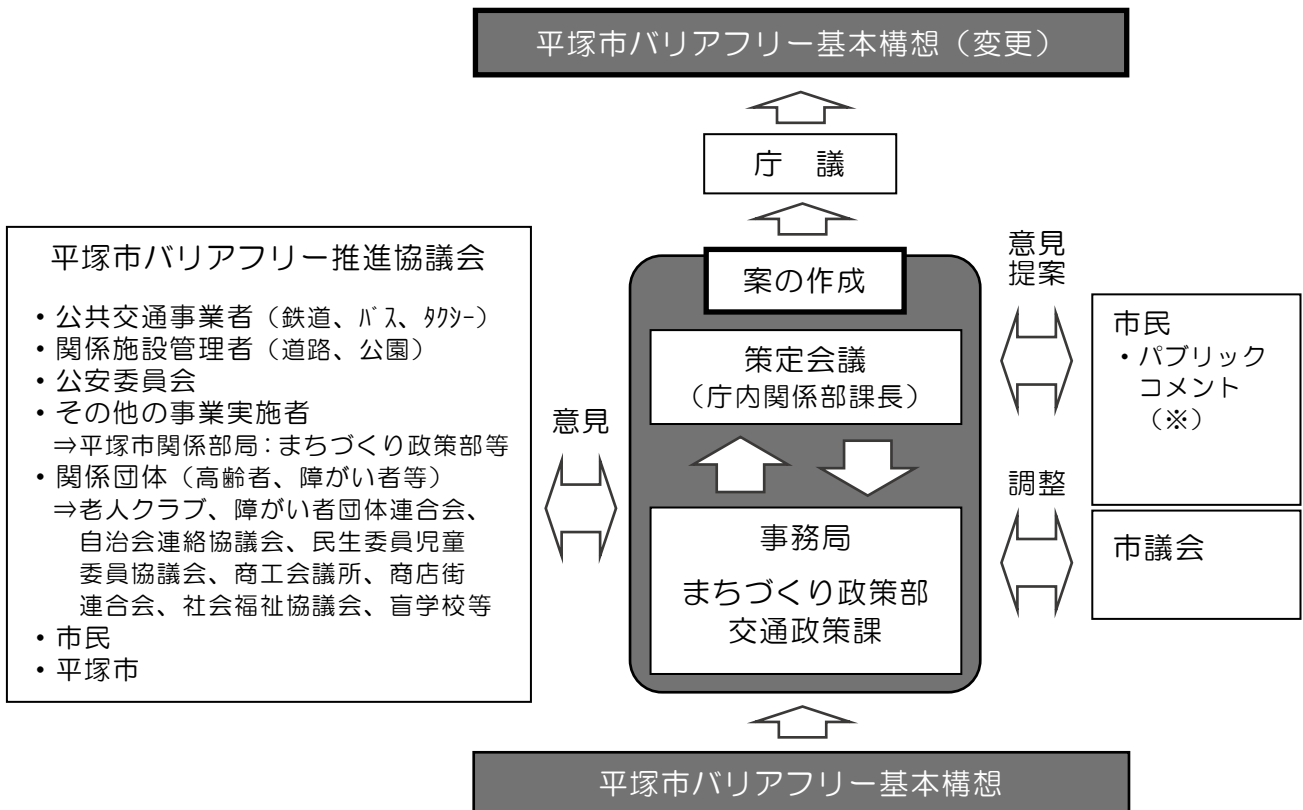
基本構想及び事業計画の変更の概要は、以下のとおりです。

- ① 目標年次の延長
- ② 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の拡大検討  
併せて、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の新規追加検討
- ③ 事業の追加及び目標値の見直し等
- ④ その他、必要に応じて事業の見直し



「バリアフリー法」及び「国の基本方針」の改正を踏まえ、目標年次の延長及び目標値の見直し等を行うことにより、「基本構想」及び「事業計画」を変更します。

### 3 検討体制



### 4 検討スケジュール

月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会	●書面会議 ・変更概要 の確認		○必要に応じて 開催			●会議開催 ・意見聴取		○素案送付			●会議開催 ・意見聴取
策定会議		●会議開催 ・変更概要 の確認			●会議開催 ・素案(案)提示		●会議開催 ・素案作成				●会議開催 ・案作成
事務局手続	関係部局調整		施策及び事業の調整 (関係機関・団体・施設)		素案(案)作成	素案(案)意見 照会・回答	素案作成	素案作成	案作成	案作成	変更●
	国の動向（法改正等）を注視										
	（パブコメ等(※)） 手続きの検討										

※パブリックコメント等の手続きの実施は、変更の内容に応じて検討します。

# 改正バリアフリー法について

## 背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性

### 《課題①：ハード・ソフト両面の課題》

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)  
車いす利用者の  
バス利用に係る  
介助の様子

### 《課題②：地域の取組の課題》

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：  
 > 全市町村の約2割(294/1,741)  
 3千人/日以上旅客施設のある  
 市町村の約半数(268/613)  
 [H28年度末時点]

### 《課題③：利用し易さの課題》

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

## 《関連する政府決定等》

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

## 法律の概要 ※赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

### ①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

### ②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
  - 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表
- ※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の擬似体験)】

### ③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設  
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)

#### 【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

#### 【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

#### ※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

当事者の参画する協議会の活用等により  
定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設

- ➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に



【バリアフリー対応のバス(かつバス)】

### ④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



【遊覧船】







# 基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2017年度末)

バリアフリー法に基づく基本方針に定められた整備目標達成に向け、移動等円滑化を推進。(※赤字部分は2019年4月より新たに追加)				
		2017年度末 (現状)	<u>2020年度末までの目標(平成32年度末)</u>	
鉄軌道	鉄軌道駅※1	89%	○3,000人以上を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	ホームドア・可動式ホーム柵	73路線 725駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 ※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う	
	鉄軌道車両	71%	約70%	
バス	バスターミナル※1	94%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	乗合バス 車両	ノンステップバス	56%	約70%(対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	6%	約25%(リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
	貸切バス車両	1,699台	約2,100台	
船舶	旅客船ターミナル※1	100%	○3,000人以上を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)	44%	○約50% ○5,000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	
航空	航空旅客ターミナル※1	89%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	航空機	98%	原則100%	
タクシー	福祉タクシー車両	20,113台	約44,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	89%	原則100%	
都市公園	園路及び広場	51%	約60%	
	駐車場	48%	約60%	
	便所	35%	約45%	
路外駐車場	特定路外駐車場	63%	約70%	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物のストック	59%	約60%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	99%	原則100%	

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

# ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <予算関連法律案>

## 背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

### ①公共交通事業者等における課題

例1) 車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。

例2) 交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)

○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、ソフト面の対策の強化が必要

### ②国民における課題

例) 車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※1を受け、市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

## 法案の概要

### 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設(※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

### 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### (1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

#### (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加

#### 【教育啓発特定事業のイメージ】

- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助(※予算関連)



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

### 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

【目標・効果】共生社会の実現に向け、高齢者、障害者等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備

《KPI》「心のバリアフリー」の認知度:約24%(2019年度)→約75%(2030年度)

・国土交通省「トイレ利用マナーキャンペーン」の参加団体数:約1,700(2019年度)→約2,000(2025年度)